

平成29年第4回定例会

歌志内市議会会議録

第1日目（平成29年12月12日）

---

（午前9時55分 開会）

開会・開議宣告

○議長（川野敏夫君） おはようございます。

ただいまから、平成29年歌志内市議会第4回定例会を開会いたします。

ただいま出席している議員は8名であります。定足数を満たしておりますので、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（川野敏夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第84条の規定により、会議録署名議員に3番山崎瑞紀さん、5番谷秀紀さんを指名いたします。

会期の決定

○議長（川野敏夫君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

この定例会を、本日から12月15日までの4日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

諸般報告

○議長（川野敏夫君） 日程第3 諸般報告であります。

事務局長から報告をいたします。

中嶋議会事務局長。

○議会事務局長（中嶋孝君） 報告いたします。

この定例会に付議されます議案は、市長より送付を受けた議案10件、報告2件、委員長報告1件であります。

次に、議長の報告でございますが、平成29年第3回定例会以降、昨日までの議会動向につきましては、本日別紙配付しております諸般報告のとおりでありますので、御了承願います。

また、本会議に説明のため出席する者、本会議の事務に従事する者等につきましては、別記

記載のとおりであります。

本日の議事日程については、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員の出席であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（川野敏夫君） 特段の発言はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） ないようでありますので、諸般報告を終わります。

## 報 告 第 9 号

○議長（川野敏夫君） 日程第4 報告第9

号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

おはようございます。

専決処分の承認について御報告いたします。

報告第9号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めます。

専決処分の理由は、平成29年9月18日、強風による災害が発生し、かもい岳スキー場センターハウスほか、公共施設の屋根の損壊に伴う復旧工事や、倒木等の処理を実施する必要が生じました。

このため、予算補正を要することになりましたが、議会を招集する時間的余裕がないと認められたため、専決処分をしたものでございます。

次ページをお開き願います。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないと認められるので、別記のとおり専決処分する。

- 1、平成29年度歌志内市一般会計補正予算（第4号）。
- 2、平成29年度歌志内市宮神威岳観光特別会計補正予算（第1号）。

次ページをお開き願います。

平成29年度歌志内市一般会計補正予算（第4号）。

平成29年度歌志内市一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額は、変更なし。

2項は省略いたします。

続きまして、補正予算事項別明細書の歳出について御説明いたしますので、2ページをお開き願います。

6款農林費1項1目とも農畜費13節委託料19万1,000円の増額補正は、9月18日の強風により、ことし植栽した上歌地区のワイン用ぶどう苗木の約6から7割が倒木したため、この復旧作業に係るシルバーセンターへの委託料であります。

7款1項とも商工費4目公園費28節繰出金465万4,000円の増額補正は、市営神威岳観光特別会計への繰出金ですので、その会計のところで御説明いたします。

11款災害復旧費2項その他公共・公用施設災害復旧費1目一般災害復旧費15節工事請負費36万円の増額補正は、歌小グラウンド裏の市有地内の倒木に係る伐採費用などでありませ

す。

15款1項1目とも予備費520万5,000円の減額補正は、歳入歳出予算の調整によるものであります。

次に、市営神威岳観光特別会計補正予算について御説明いたします。

平成29年度歌志内市営神威岳観光特別会計補正予算（第1号）。

平成29年度歌志内市営神威岳観光特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ868万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,768万3,000円とする。

2項は省略いたします。

続きまして、補正予算事項別明細書の歳出について御説明いたしますので、神威岳の5ページをお開き願います。

5款災害復旧費1項スキー場施設災害復旧費1目一般災害復旧費15節工事請負費868万3,000円の増額補正は、9月18日の強風により被災したかもい岳スキー場センターハウスほか2カ所の屋根の損壊等に伴う復旧工事費であります。

続きまして、補正予算事項別明細書の歳入について御説明いたしますので、神威岳の3ページをお開き願います。

1款1項とも繰入金1目1節とも一般会計繰入金465万4,000円の増額補正は、歳入歳出予算の増額調整により一般会計から繰り入れするものであります。

2款諸収入1項1目とも雑入1節建物総合損害共済収入402万9,000円の増額補正は、かもい岳センターハウスほか1カ所の屋根損壊に伴う共済金収入であります。

以上で報告第9号専決処分の承認を求めることについての説明を終わりますので、よろしくお願

いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、報告第9号について採決をいたします。

この件について、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、報告第9号は、報告のとおり承認されました。

## 報 告 第 1 0 号

○議長（川野敏夫君） 日程第5 報告第10号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

専決処分の承認について御報告いたします。

報告第10号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めます。

専決処分の理由は、平成29年9月28日の衆議院解散により、同年10月22日に衆議院議員総選挙が執行されることになりました。

このため、予算補正を要することになりましたが、議会を招集する時間的余裕がないと認められたため、専決処分をしたものでございます。

次ページをお開き願います。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないと認められるので、別記のとおり専決処分する。

1、平成29年度歌志内市一般会計補正予算（第5号）。

次ページをお開き願います。

平成29年度歌志内市一般会計補正予算（第5号）。

平成29年度歌志内市一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ630万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億535万2,000円とする。

2項は省略いたします。

続きまして、補正予算事項別明細書の歳出について御説明いたしますので、5ページをお開き願います。

2款総務費4項選挙費2目衆議院議員選挙費1節報酬45万6,000円の増額補正は、投・開票立会人及び管理者報酬で、3節職員手当等141万1,000円の増額補正は、選挙事務従事者に係る時間外勤務手当であります。

7節賃金1万2,000円の増額補正は、投票所施設管理人に係る賃金で、8節報償費157万円の増額補正は、選挙事務従事者報償金であります。

9節旅費4万8,000円の増額補正は、投・開票管理者立会人及び選挙管理委員の費用弁償で、11節需用費91万9,000円の増額補正は、事務用品等消耗品費が83万4,000円、お茶等食糧費が2万3,000円、投票所入場券等印刷製本費が6万2,000円であります。

12節役務費31万7,000円の増額補正は、郵便電話料が22万円、選挙公報配布手数料等が9万7,000円で、13節委託料107万7,000円の増額補正は、ポスター掲示板設置委託料等であります。

14節使用料及び賃借料6万2,000円の増額補正は、投票所施設等借上料で、18節備品購入費42万8,000円の増額補正は、図書及びシュレッダー等の備品購入費であります。

続きまして、事項別明細書の歳入について御説明いたしますので、3ページをお開き願います。

14款道支出金3項道委託金1目総務費委託金3節衆議院議員選挙費委託金630万円の増額補正は、衆議院議員総選挙の執行に係る委託金であります。

以上で報告第10号専決処分の承認を求めることについての説明を終わりますので、よろしくお願いたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、報告第10号について採決をいたします。

この件について、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、報告第10号は、報告のとおり承認されました。

## 報 告 第 1 1 号

○議長（川野敏夫君） 日程第6 報告第11号議案第33号平成28年度歌志内市各会計歳入歳出決算の認定について、議案第34号平成28年度歌志内市病院事業会計決算の認定について、以上、平成29年9月5日決算審査特別委員会付託を議題といたします。

この件について、特別委員会委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長、本田加津子さん。

○決算審査特別委員会委員長（本田加津子君） ー登壇ー

報告第11号議案第33号平成28年度歌志内市各会計歳入歳出決算の認定について。

議案第34号平成28年度歌志内市病院事業会計決算の認定について。

次ページをお開き願います。

決算審査特別委員会審査報告書。

当委員会に閉会中の審査として付託を受けた事件について審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第105条の規定により報告いたします。

記。

1、事件。

議案第33号平成28年度歌志内市各会計歳入歳出決算の認定について。

議案第34号平成28年度歌志内市病院事業会計決算の認定について。

（平成29年9月5日付託）。

2、審査の経過。

11月14日、15日、16日の3日間、これが審査のため本特別委員会を開催し慎重に審査した。

3、審査の結果。

認定する。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） これより、ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第33号及び議案第34号について一括採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

本件は、一括採決することに決しました。

これより、議案第33号及び議案第34号について一括採決をいたします。

この本件に対する決算審査特別委員長の報告は、いずれも認定するものであります。

本件は、決算審査特別委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第33号及び議案第34号の2件は、いずれも決算審査特別委員長の報告のとおり認定されました。

## 議 案 第 3 6 号

○議長（川野敏夫君） 日程第7 議案第36号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村上市長。

○市長（村上隆興君） ー登壇ー

おはようございます。

議案第36号固定資産評価審査委員会委員の選任について御提案申し上げます。

下記の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記。

住所 歌志内市字文珠226番地24。

氏名 加津武。

生年月日 昭和30年8月16日。

提案理由は、固定資産評価審査委員会委員向山健一氏が平成29年10月16日をもって辞任したことにより、補欠の委員を選任しようとするものでございます。任期は平成31年9月6日まででございます。

次のページをお開き願います。

加津武氏の略歴でございます。

本籍地 歌志内市字神威250番地1。

現住所 歌志内市字文珠226番地24。 学歴 昭和49年3月北海道歌志内高等学校卒業。

職歴 昭和49年4月歌志内市奉職。平成17年4月歌志内市総務課長補佐。平成18年4月歌志内市議会事務局長。平成22年4月歌志内市立病院事務長。平成28年3月歌志内市退職。平成28年4月歌志内市再任用職員奉職。平成28年5月歌志内市再任用職員退職。

以上でございますので、御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第36号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は、これに同意することに決しました。

### 議 案 第 3 7 号

○議長（川野敏夫君） 日程第8 議案第37号歌志内市公共施設等整備基金条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） －登壇－

議案第37号歌志内市公共施設等整備基金条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、市が行う公共施設等の建設、改修、解体等に要する経費の財源を確保するための基金を設置し、その管理及び処分に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市公共施設等整備基金条例。

第1条は、設置の規定でございます。

市が行う公共施設等の整備に要する経費の財源に充てるため、新たに公共施設等整備基金を設置するものでございます。

第2条は、積立ての規定でございます。

基金へは一般会計歳入歳出予算に計上した上で積み立てるものでございます。

第3条は、管理の規定でございます。

基金の管理方法は、金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により管理するものでございます。

また、第2項では、基金に属する現金につきましては、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券にかえることができるものとするものでございます。

第4条は、運用益金の処理の規定でございます。

基金の運用益につきましては、一般会計の歳入歳出予算に計上した上で基金に編入するものでございます。

第5条は、繰替運用の規定でございます。

財政上必要があるときは確実な返済方法等により基金の現金の一時転用を認めるものでございます。

第6条は、処分の規定でございます。

積み立てた基金は、公共施設等の建設、改修等及び解体撤去に要する経費の財源に充てる場合に限り処分できること。また、基金を処分する場合は、一般会計の歳入歳出予算に計上しなければならないとするものでございます。

第7条は、委任の規定でございます。

この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、市長が別に定めることとするものでございます。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第37号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は、原案のとおり可決されました。

## 議 案 第 3 8 号

○議長（川野敏夫君） 日程第9 議案第38号歌志内市立幼保連携型認定こども園条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第38号歌志内市立幼保連携型認定こども園条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、神威保育所と歌志内幼稚園を廃止し、平成30年4月から新たに幼保連携型認定こども園として歌志内市立歌志内認定こども園を開園、運営するに当たり必要な事項を定めるため、この条例を制定しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市立幼保連携型認定こども園条例。

第1条は、設置の規定でございます。

小学校就学前の子供に対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供

を推進するため、法律に基づき新たに歌志内市立幼保連携型認定こども園を設置するものでございます。

第2条は、名称及び位置の規定でございます。

認定こども園の名称は、歌志内市立歌志内認定こども園とし、位置は、歌志内市字文珠200番地でございます。

第3条は、職員の規定でございます。

認定こども園に園長、保育教諭、その他必要な職員を置くことを規定しております。

第4条は、入園資格の規定でございます。

第1号は教育を受ける3歳以上の小学校就学前の子供、第2号は保育を受ける3歳以上の小学校就学前の子供、第3号は保育を受ける3歳未満の子供について、認定こども園に入園し、教育または保育を受けることができるものでございます。

第5条は入園手続、第6条は入園の承認の取り消しについて規定しております。

第7条は、休園日の規定でございます。

日曜日、国民の祝日及び年末年始のほか、市長が必要と認めるときは休園日を変更し、または臨時に休園日を定めることができるものでございます。

第8条は、保育料の規定でございます。

認定こども園において教育または保育を行ったときは、歌志内市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例に定める利用者負担額を保育料として徴収するものでございます。

第9条は、保育料の減免の規定でございます。

災害、その他の理由により特に必要があると認めるときは、保育料を減額し、または免除することができるものでございます。

第10条は、保育料の還付の規定でございます。

市長が特に必要と認めるときを除き、既に納入された保育料は還付しないこととするものでございます。

第11条は、規則への委任の規定でございます。

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとするものでございます。

附則。

第1項は、施行期日でございます。

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

附則第2項は、準備行為でございます。

認定こども園の入園手続、その他この条例の施行に関し必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができることとするものでございます。

附則第3項は、既存の条例の廃止でございます。

この条例の施行に伴い、歌志内市保育所条例及び歌志内市立幼稚園設置条例を廃止するものでございます。

附則第4項から第7項は、この条例の施行に伴う既存の条例の一部を改正するものでございます。

定例会資料の1ページをあわせてごらん願います。

附則第4項は、議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用、または廃止に関する条例の一

部改正で、第2条第12号に規定する「保育所」を「認定こども園」に改め、第13号の「幼稚園」を削るなど、条文を整備するものでございます。

附則第5項は、歌志内市職員定数条例の一部改正で、幼稚園の廃止により、第2条第5号に規定の教育委員会に伴う条文を整備するものでございます。

附則第6項は、休日の拡大等に対応した歌志内市青少年の地域活動推進会議設置条例の一部改正で、幼稚園の廃止により、第3条第4号に規定の「幼稚園長1名」を削るなど、条文を整備するものでございます。

附則第7項は、歌志内市行政手続条例の一部改正で、幼稚園及び保育所の廃止により、第3条第4号に規定の文言を整備するものでございます。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

下山則義さん。

○4番（下山則義君） 条例につきまして質問させていただきます。

まず、8条の保育料の関係でございます。この流れにつきましては、12月7日の新聞で、「認定こども園無料に」という大きな見出しで、歌志内市が子育て世代を支援するなどという内容のものが載っております。

内容をちょっと確認しますと、保育料は保護者、子供が市内に居住しているのであれば、そういう条件であれば、所得にかかわらず無料とすると。そして給食費等も徴収しないという内容の答弁がございました。

その以前に、私のほうから第1回定例議会のほうで質問している経緯があります。ほかに類を見ないような、そんな状況づくりを目玉としてこども園をつくり上げていくことがこれからの歌志内に必要ではないか。そんな思いで、料金もその設定も考えて、無料というのはいかがでしょうかという内容の質問をしております。それに対して、村上市長のほうから、こういう答弁がありました。

庁内では相当議論が深まっております。周辺の自治体の状況も入ってきています。私たちもできることならやりたいです。でも一番問題なのは、一度これを始めると絶対に後退することはできないのだ。そういうこともありますので、当然、財源の裏づけをもった上でなければ、なかなか思い切ったことに進めることはできないでしょうという言葉の後に、いろいろなことで絡むのですけれども、例えばふるさと納税を利用して、そういったものも財源にできないかということで、副市長初め職員の方々で今議論してもらっているところでございますという答弁がございました。

まず、このことについて確認したいのですが、無料ということで、これからずっと続けていかなければならないというところから、その後ろ盾となる財源がしっかりとできているのか、これにつきまして答弁をいただきたいと思っております。

もう1点、附則の中の、この条例は平成30年4月1日から施行する。そして、次の規定は公布の日から施行する。4月1日からこれが条例で行われます。そして、その公布の日からの規定の中においては、第2項と第3項、準備行為をするためにさまざまなことを行っていきます。そして、3条には保育園条例、そして幼稚園条例を廃止するという流れで条例が出ているわけですが、私も今、文珠第3町内会に住んでいまして、時々目にするのですが、認定こども園の工事の進行状況が、何となく、間に合うのだろうか、本当に間違いなく間に合っていくのだろうか、そのことについて見た感じ不安があります。

その2点につきまして、答弁をいただきたいと思っております。

○議長（川野敏夫君） 下山議員に申し上げますけれども、この条例に関しては無料という文言は入っておりませんので、それなりの答弁としてお聞きください。

○4番（下山則義君） 了解しました。

○議長（川野敏夫君） 理事者答弁、村上市長。

○市長（村上隆興君） 1点目でございます。

保育料の無料ということでございますが、何とか子育て支援という中で歌志内として応援をしたいという考え方を前提として、庁内議論を進めてきたところでございます。

そういう中で、財源ということでございますが、ふるさと納税ということになりますとなかなか金額的にも積み上がっていないということで、それに関しては将来的な一つのテーマかなと思っております。それ以外の財源として、一応手当とする目途が立ったと、そういう前提がございます。

また、無料というものにつきましては、保育所のほうがゼロから高額な負担までいろいろあると。幼稚園は均一化した部分と無料の部分があるのですが、子供に差をつけないという前提で何とか手当をしたいということで、財政中心にいろいろ財源を調べた結果、手当ができるということを前提として無料化を進めてまいりたいと、そういう合意がなされたわけでございまして、そういう意味で今回幼稚園の無料化を前提として考えてみたい。

そのためには、今回提案している、まずは認定こども園の条例を可決していただきたい。この後、無料化についての条例、関連するものが提案されると思いますが、今回のこの条例に関しましては、そういうことを前提として御提案をさせていただいているということで御理解をいただきたいと思っております。

二つ目の工期の関係でございますが、所管の建設課長のほうから御答弁申し上げたいと思っております。

○議長（川野敏夫君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 私のほうからは進捗状況につきまして御答弁申し上げたいと思っております。

工事につきましては、5月に入札を行いまして、その後本契約ということで進めているところでございます。

ただいま下山議員がおっしゃいました現場の状況の進捗はどうなのだろうかということでございますが、今現在、鉄骨の部分ではでき上がっておりますが、この後、壁のコンクリート、そして木部、そして屋根をかけて内装という運びになろうかということで進めております。

当初、基礎の部分で若干工程がおくれた部分がございますし、11月に入りまして、ここ数十年なかった降雪ということもございまして、工程的にも若干おくれがあるところでございます。

今現在は、完全に上屋をかけて内装等を急ピッチでやるということで業者のほうも言っておりますので、状況としては間に合うということで進めているということでございます。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） ほかに、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

この件については、会議規則第36条第1項の規定により、所管の行政常任委員会に付託の上、会期中の審査に付することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第38号については、所管の行政常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることに決定いたしました。

### 議案第39号

○議長（川野敏夫君） 日程第10 議案第39号歌志内市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第39号歌志内市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、市内に居住する小学校就学前の子供が認定こども園等を利用した場合の利用者負担額に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例。

第1条は、この条例の趣旨であり、この条例は、子ども・子育て支援法に基づく子どものための教育・保育に関する利用者負担額について必要な事項を定めることを規定しております。

第2条は、利用者負担額の規定でございます。

第1項は、認定こども園等の施設型給付や小規模保育、事業所内保育等との地域型保育給付などを利用した場合の利用者負担額について、政令で定める額を限度として、規則で定めるものでございます。

また、第2項は、法の附則に規定する市立保育所を利用した場合の利用者負担額について規則で定めるものでございます。

第3条は、利用者負担額の減免の規定でございます。

災害、その他の理由により特に必要があると認めるときは、利用者負担額を減額し、または免除することができるものでございます。

第4条は、規則への委任の規定でございます。

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとするものでございます。

附則。

第1項は、施行期日であり、平成30年4月1日から施行するものでございます。

第2項は、経過措置の規定で、子ども・子育て支援法の施行に伴い、認定こども園等を通じた共通の給付である施設型給付が創設された際、これまでの幼稚園に対する財源措置と大きく異なるなどの理由から、学校教育のみを利用する子供に係る施設型給付について経過措置が設けられ、その対象施設を利用した場合の利用者負担額について政令で定める額を限度として、規則で定めることとするものでございます。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

この件については、会議規則第36条第1項の規定により、所管の行政常任委員会に付託の上、会期中の審査に付することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第39号については、所管の行政常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることに決定いたしました。

## 議 案 第 4 1 号

○議長（川野敏夫君） 日程第11 議案第41号歌志内市職員給与条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） －登壇－

議案第41号歌志内市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

初めに、このたびの改正の根拠となります平成29年人事院勧告の概要につきまして、資料に基づき御説明いたしますので、定例会資料の6ページをお開き願います。

人事院勧告の概要として関係部分を抜粋しております。上段をごらん願います。

給与勧告のポイントであります。給与改定の内容と考え方といたしまして、月例給（1）俸給表につきましては、民間給与との格差631円、0.15%を埋めるため、民間との差がある初任給の引き上げ及び若年層についても同程度の改定を行い、平均0.2%の俸給表の水準を引き上げることとなっております。

次に、ボーナス、期末勤勉手当でございますが、民間の支給割合に見合うよう4.3カ月分から4.4カ月分に引き上げられ、引き上げとなった0.1カ月分につきましては勤勉手当に配分され、平成29年は12月期に0.1カ月、30年度以降においては6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるよう0.05カ月ずつ引き上げられることとなっております。

それでは、議案に戻りまして、歌志内市職員給与条例の一部改正について御説明いたします。

提案理由は、国家公務員の給与改定に準じ給料月額及び勤勉手当の改定を行うため、歌志内市職員給与条例の一部を改正しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市職員給与条例の一部を改正する条例。

第1条、歌志内市職員給与条例（昭和29年条例第43号）の一部を次のように改正する。

第34条の2、第2項第1号中「100分の85」を「100分の95」に改め、同項第2号中「100分の40」を「100分の45」に改める。

附則第27項中「100分の1.275」を「100分の1.425」に、「100分の85」を「100分の95」に改める。

これは、平成29年12月期の勤勉手当の支給割合を再任用職員以外の職員については0.1カ月分、再任用職員については0.05カ月分引き上げることに伴い、関係する規定を整備

するものでございます。

別表第1から別表第4までを次のように改める。

これは、平成29年人事院勧告に伴う国家公務員の俸給表の改定に準じ、本市給料表を改正しようとするものでございます。

第2条、歌志内市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第34条の2第2項第1号中「100分の95」を「100分の90」に改め、同項第2号中「100分の45」を「100分の42.5」に改める。

これは、第1条において引き上げられた勤勉手当関係の規定を、平成30年度以降は6月期及び12月期において均等になるよう改正しようとするものでございます。

附則。

第1項、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

これは、平成30年4月1日以降における勤勉手当関係の規定の施行期日を定めるものでございます。

第2項、第1条の規定（歌志内市職員給与条例（以下「条例」という。）第34条の2第2項及び附則第27項の改正規定を除く。）による改正後の条例の規定は平成29年4月1日から、第1条の規定（条例第34条の2第2項及び附則第27項の改正規定に限る。）による改正後の条例の規定は同年12月1日から適用する。

これは、第1条に規定した給料表の改正は平成29年4月1日から適用し、勤勉手当関係の改正は同年12月1日からの適用を定めるものでございます。

第3項、第1条の規定による改正後の条例の規定を適用する場合には、同条の規定による改正前の条例の規定に基づいて支給された給与（歌志内市職員給与条例の一部を改正する条例（平成27年条例第8号。以下「平成27年改正条例」という。）附則第3項から第5項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）は、第1条の規定による改正後の条例の規定による給与（平成27年改正条例附則第3項から第5項までの規定による給料を含む。）の内払とみなす。

これは、平成29年4月から支給済みの改正前の条例の規定による給与について、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす規定を定めるものでございます。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第41号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

## 議 案 第 4 0 号

○議長（川野敏夫君） 日程第12 議案第40号歌志内市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び歌志内市特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第40号歌志内市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び歌志内市特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、国家公務員の一般職の職員の給与改定に準じ、議会議員及び特別職の職員の期末手当の支給割合を改正しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び歌志内市特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例。

改正内容につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、定例会資料の4ページをごらん願います。

（歌志内市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）。

第1条、歌志内市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の207.5」を「100分の212.5」に、「100分の222.5」を「100分の227.5」に改める。

附則に次の1項を加える。

第7項、平成29年12月に支給する期末手当に限り、第6条第2項の規定にかかわらず、これらの規定に定める額に100分の232.5を乗じて得た額とする。

これは、平成30年度以降の期末手当の支給月数を6月、12月、それぞれ0.05カ月分引き上げる改正を行うとともに、平成29年12月の期末手当に限り0.1カ月分の引き上げを行うこととする規定を定めるものでございます。

第2条は、特別職の職員の期末手当に関する規定を、第1条で御説明いたしました議員の期末手当と同様に改正するもので、説明は省略させていただきます。

附則。

第1項につきましては、この条例改正を平成29年12月1日から適用することを定めるものでございます。

第2項は、改正前の条例の規定により、支給の期末手当については、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす規定を定めるものでございます。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第40号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

ここで、10分間休憩いたします。

午前10時55分 休憩

---

午前11時03分 再開

○議長（川野敏夫君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

### 議案第42号から議案第45号まで

○議長（川野敏夫君） 日程第13 議案第42号より日程第16 議案第45号まで一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第42号から議案第45号までの補正予算につきまして、私から、一括御提案申し上げます。

なお、事項別明細書については、企画財政課長から御説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

議案第42号平成29年度歌志内市一般会計補正予算（第6号）。

平成29年度歌志内市一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,396万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億3,931万9,000円とする。

2項は省略いたします。

（債務負担行為の補正）。

第2条、債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

3ページをお開き願います。

第2表、債務負担行為補正。

1、追加。

事項、小学校スクールバス運行業務委託。

期間、平成30年度より至る平成32年度。

限度額、2,090万円。

これは、歌志内小学校へ通学する児童の送迎用スクールバスの運行業務を平成30年度から平成32年度までの3年間、委託するための予算措置であります。

次に、議案第43号に参ります。

議案第43号平成29年度歌志内市営公共下水道特別会計補正予算（第1号）。

平成29年度歌志内市営公共下水道特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,944万3,000円とする。

2項は省略いたします。

次に、議案第44号に参ります。

議案第44号平成29年度歌志内市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)。

平成29年度歌志内市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,124万2,000円とする。

2項は省略いたします。

次に、議案第45号に参ります。

議案第45号平成29年度歌志内市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)。

平成29年度歌志内市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,284万円とする。

2項は省略いたします。

以上で、議案第42号から議案第45号までの補正予算につきまして、一括御提案申し上げました。

事項別明細書については、企画財政課長から御説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長(川野敏夫君) 松井企画財政課長。

○企画財政課長(松井敬道君) それでは、一般会計補正予算の事項別明細書の歳出につきまして御説明いたしますので、6ページをお開き願います。

1款1項1目とも議会費3節職員手当等20万2,000円の増額補正は、議員期末手当の支給割合引き上げに伴う議員期末手当の増で、改正内容につきましては、先ほど議案説明のありましたとおりであります。

2款総務費3項1目とも戸籍住民基本台帳費13節委託料165万3,000円の増額補正は、マイナンバーカードの記載事項充実等に伴う住民基本台帳システムの改修費用で、歳入の国庫支出金において財源措置をしております。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費15節工事請負費2,302万6,000円の増額補正は、旧自動車学校へ社会福祉協議会の事務所を移転するための改修費用であります。主な改修は、エレベーターの新設、トイレ改修及び暖房機の設置などです。

なお、定例会資料の26ページに改修箇所の平面図を掲載しておりますので、御参照を願います。

19節負担金補助及び交付金40万6,000円の増額補正は、社会福祉協議会が旧自動車学校へ移転するための経費を補助するものであります。

3目障害者福祉費13節委託料108万円の増額補正は、障害者総合支援法等の制度改正に伴う障害者福祉システムの改修費用で、歳入の国庫支出金において財源措置をしております。

20節扶助費192万円の増額補正は、更生医療対象医療費の増によるもので、歳入の国庫支出金及び道支出金において財源措置をしております。

4目国民年金費13節委託料33万5,000円の増額補正は、国民年金制度改正に伴う国民年金システムの改修費用で、歳入の国庫支出金において財源措置をしております。

5目医療福祉費28節繰出金8万2,000円の増額補正は、国民健康保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計への繰出金ですので、その会計のところで御説明いたします。

8ページに参りまして、8款土木費4項都市計画費2目下水道費28節繰出金4万3,000円の増額補正は、市営公共下水道特別会計への繰出金ですので、その会計のところで御説明いたします。

5項住宅費1目住宅管理費15節工事請負費400万円の増額補正は一般修繕の増で、19節負担金補助及び交付金300万円の増額補正は、持ち家の住宅改修及び解体除却に係る住宅改修促進助成事業補助金の増であります。

22節補償補填及び賠償金70万円の増額補正は、歌神二区地区の移転補償対象者の増に伴う補償金の増であります。

14款1項とも職員費1目職員給与費3節職員手当等374万7,000円の増額補正は、特別職期末手当の支給割合引き上げに伴う特別職手当の増と、人事院勧告に伴う給料表改定及び勤勉手当の支給割合引き上げによる一般職手当の増で、改正内容は先ほど議案説明のあったとおりであります。

次に、15款1項1目とも予備費622万7,000円の増額補正は、歳入歳出予算の調整によるものであります。

なお、10ページから19ページは給与費明細書でございますので、御参照を願います。

続きまして、事項別明細書の歳入について御説明いたしますので、4ページをお開き願います。

13款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費負担金2節障害者医療費負担金96万円の増額補正は、歳出の民生費で予算措置いたしました更生医療事業に係る負担金であります。

2項国庫補助金1目総務費補助金2節社会保障・税番号制度システム整備補助金165万2,000円の増額補正は、歳出の民生費で予算措置いたしました住民基本台帳ネットワーク整備事業に係る補助金であります。

2目民生費補助金4節障害者総合支援事業補助金54万円の増額補正は、歳出の民生費で予算措置いたしました障害者自立支援対策推進事業に係る補助金であります。

3項委託金2目民生費委託金1節社会福祉費委託金33万5,000円の増額補正は、歳出の民生費で予算措置いたしました国民年金システムの改修に係る委託金であります。14款道支出金1項道負担金1目民生費負担金3節障害者医療費負担金48万円の増額補正は、歳出の民生費で予算措置いたしました更生医療事業に係る負担金であります。

18款1項1目とも繰越金1節前年度繰越金3,000万円の増額補正は、前年度繰越金の一部を予算計上するものであります。

以上で、一般会計補正予算の説明を終わりました。次に、市営公共下水道特別会計補正予算の事項別明細書につきまして御説明いたしますので、下水道の5ページをお開き願います。

歳出から御説明いたします。

1款市営公共下水道事業費1項公共下水道事業費1目一般管理費2節給料5,000円と3節職員手当等3万8,000円の増額補正は、人事院勧告に伴う給料表改定等による一般職給及び一般職手当の増額補正であります。

なお、7ページから12ページは、給与費明細書でございますので、御参照を願います。

続きまして、補正予算事項別明細書の歳入について御説明いたしますので、3ページをお開き願います。

3款1項とも繰入金1目1節とも一般会計繰入金4万3,000円の増額補正は、歳入歳出予算の増額調整により一般会計から繰り入れするものであります。

以上で、市営公共下水道特別会計補正予算の説明を終わりました、次に、国民健康保険特別会計補正予算の事項別明細書につきまして御説明いたしますので、国保の5ページをお開き願います。

歳出から御説明いたします。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費2節給料5,000円と3節職員手当等3万7,000円の増額補正は、人事院勧告に伴う給料表改定等による一般職給及び一般職手当の増額補正であります。

なお、7ページから12ページは給与費明細書ですので、御参照を願います。

続きまして、補正予算事項別明細書の歳入について御説明いたしますので、3ページをお開き願います。

3款1項とも繰入金、1目1節とも一般会計繰入金4万2,000円の増額補正は、歳入歳出予算の増額調整により一般会計から繰り入れするものであります。

以上で国民健康保険特別会計補正予算の説明を終わりました、次に、後期高齢者医療特別会計補正予算の事項別明細書につきまして御説明いたしますので、後期高齢の5ページをお開き願います。

歳出から御説明いたします。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費2節給料5,000円と3節職員手当等3万5,000円の増額補正は、人事院勧告に伴う給料表改定等による一般職給及び一般職手当の増額補正であります。

なお、7ページから12ページは給与費明細書でございますので、御参照を願います。

続きまして、補正予算事項別明細書の歳入について御説明いたしますので、3ページをお開き願います。

2款1項とも繰入金1目1節とも一般会計繰入金4万円の増額補正は、歳入歳出予算の増額調整により一般会計から繰り入れするものであります。

以上で議案第42号から議案第45号までの各会計補正予算の事項別明細書につきましての説明を終わりますので、よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより、議案第42号平成29年度歌志内市一般会計補正予算（第6号）について質疑に入ります。質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 三つほどお聞きしたいと思っております。

まず、7ページの民生費、社会福祉協議会を旧自動車学校に移転するというところで、2,300万円ということで補正がついております。今回の補正が通ったときには、いつから工事を行って、いつ社協を移す予定になっているのか、それを聞きたいと思っております。

あと、次のページ9ページですけれども、住宅費の中の移転補償で、歌神2区から移転されるということで70万円の補正ということになっております。歌神2区から何世帯が出る予定になっているのか、お聞きしたいと思っております。

最後でございます。同じ科目の住宅改修促進事業なのですけれども、多分住宅リフォーム助

成制度という形のものだと思うのですけれども、補正ということで増額しているということは、今までの予算全額、満度に申し込みがあっての補正ということだと思うのですけれども、今回の補正と合わせて、平成29年度は何件ぐらいになる予定で考えているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 佐藤保健福祉課長。○保健福祉課長（佐藤守君） 1点目の社会福祉協議会の改修の関係でございます。

今回の補正の議決をいただきまして、なるべく早急に発注したいと思っておりますけれども、今12月の中旬でございますので、実質は1月から工事が入れるものかなというふうに思っております。

3月中旬ぐらいまでに完成をしていただく工期の中で、3月末に移転をいたしまして、新年度から新しい旧自動車学校のほうで社協に切りかえたいと、このように考えているところでございます。

○議長（川野敏夫君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 歌神2区の移転の関係でございます。

移転につきましては、6月に15件の補正の同意をいただきまして、21件となったところでございます。このたび4件を追加してということで、最終的には、例えば中村とか桜沢、歌神第2団地を入れて25件トータルになります。

このたびの歌神2区につきましては、6棟に22戸の世帯がありました。移転につきましては、全て今移転する状況でございます。したがって、22件中22件が移転になるということでございます。

実は、補正は21件ということで、1件が交渉が成立していなかったものですから、1件については翌年度になろうかなということで考えておりましたが、その1件が間もなく移転をしていただけるということでございますので、これについては、予備費か流用等で対応したいと思っております。

したがって、ことし年内の末をもって移転が完了するということになりますので、22世帯全世帯が年内に移転に協力していただけるということになろうかと思っております。

促進助成事業でございます。

300万円の補正でございますが、当初600万円ございました。そして、300万円を増額したいということでございます。

件数につきましては、当初は改修5件、解体5件、耐震の補強の工事1件と11件を予定しておりましたが、耐震については今のところございません。今のところ改修15件、解体15件になる見込みということでございまして、300万円増額になる部分につきましては、この11件から30件になることよっての増でございます。

内容的には30件のうち解体が15件ということで、非常に解体について協力していただいているということで、空き家の軽減にもつながっているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 二つ目の歌神地区の22件が全部なるということなのですから、いろいろな経費がかかってきていると思うのですよね。ヒーティングだとか、あと外灯の電気だとかもいろいろ多分かかっていると思うのですけれども、あと、雪も降っているので除雪の費用だとかそういうものもかかっていると思うのですけれども、それは、今年度に関しては年度いっぱい考えているということなので、その辺の費用のほうは削減されない考えでいるとい

う形で考えているのですか。

○議長（川野敏夫君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 今現在1件が進行形といいますか、引っ越しに対しての準備期間ということになっておりますので、丁寧に対応したいと思ひまして、その引っ越しが完了した後、特段引っ越しで残ったものがないということの確認をして、ヒーティングはとめたいというふうに考えております。

したがひまして、その後のヒーティング、できれば外灯も切ることによって、数百万円の軽減にはなるかなというふうに試算しているところでございます。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

下山則義さん。

○4番（下山則義君） 今の女鹿議員の質問にちょっとリンクしてくるのですが、3款の民生費、社会福祉総務費の中で、社協が移転するために中の改築工事がありましたと。それに係る費用ということで出ているのですが、資料と見比べますと、資料の中には改修箇所というところで、ほんの一部しか載っていない。主な改修ということで説明があったのですが、この事業が始まる前にさまざまな話し合いが持たれました。要するに、市民の利用することがどんどんできるような状況、あるいは住民が気楽に集まることができるような状況で行っていくのだという内容の話があったということなのですが、それぞれの部屋に関して、どういったところで何をするかということが全くこの資料では示されていない。いまだかつてわからないような状況だと思います。

こういったことには、社協のほうとはさまざまに話し合いを持って行われるということなのでしょうけれども、そういった綿密な話し合いはどのような状況で行われているのかということをお聞きしたいと思います。

もう1件、もう1件も先ほどの質問にあったところでございますが、1目の住宅管理費です。

全ての方々がそこから出るということなのですが、1件だけ残っているのかな、これから出るということなのですが、その方々で市外へ出られるという方はおられるのかどうなのか、これにつきまして答弁をいただければと思います。

○議長（川野敏夫君） 下山議員に申し上げますけれども、補正予算に関する答弁よろしいですか。

○4番（下山則義君） もちろんです。

○議長（川野敏夫君） 佐藤保健福祉課長。○保健福祉課長（佐藤守君） 今回の改修内容につきましては、既存の旧自動車学校の部分を活用し、現在想定している内容の中で改修が必要な部分ということで計上をさせていただいております。

定例会資料の26ページの部分では、重立った部分ということで入り口部分、身障トイレを初め男女のトイレの改修、それから一番大きなのは利用者の利便性を考えエレベーターの設置という形をしております。

これに触れていない部分では、正面玄関のところをバリアフリー化をするという形からして、入り口から入りまして、この建物を社会福祉協議会として市民の方々が安心して使っただけのところを主とする形での改修としたところでございます。

また、そのほかといたしましては、ロビー1階エントランス、それから事務室等の照明をLED化にするですとか、各所の部屋のボイラー等を廃止いたしましてFFストーブに切りかえるなど、言うなれば、個々の事業に置きながら各施設を個々に暖房できるということから利便

性が高められるものかなというふうに思っております。

事業内容のことにつきましては、現在、社会福祉協議会と詰めているといたしますか、新年度の計画をお聞きしているという状況でございます。

計画の内容に伴って改修が必要とされる場所は現在ございませんので、今回の改修をもって事業運営はできるものかなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 移転先といたしますか、市外に何世帯がということの御質問でございます。

今月末をもって移転していただけるということで、今交渉中の方につきましては除かせていただいて、そのほかで決まっている世帯といたしまして、市外には3世帯移転するという事になっております。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） この旧自動車学校の改修なのですが、以前には、例えば老人クラブの方々ですとか町内会の方々ですとかということでもお話がありました。となると、部屋が和室になるですとか、そんなようなところも今の改修に絡めてやっていくことなのかなという思いでおります。

ただ、そういったものも全く出てきません。今までの話し合いのものが、正確に社会福祉協議会のほうで話をされて、その中でもんで、さらにこういった形で改修をお願いしたい、そういったことは全くないのでしょうか。あるいはそういったことをどういう形でやっておられるのか、答弁をお願いします。

○議長（川野敏夫君） 佐藤保健福祉課長。○保健福祉課長（佐藤守君） 今後、社会福祉協議会の中でさまざまな事業を計画されてくるかなとは思いますが、現在のところ、今改修をもって事業が停滞することは私はないというふうに思っております。

そのため、現在の施設の老朽化している部分、それから、先ほど申し上げたとおり、利用者の会議等さまざまございますので、利便性を考え玄関から入り口の部分、それらについて多くの改修という形をとらせていただきました。

今の和室の畳とかという話もありましたが、これらは事業として必要になってくれば、そのような場面で対応したいと思っておりますけれども、明確な事業計画が今のところございませんので、現在の改修内容としたところでございます。

○議長（川野敏夫君） ほかに、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第42号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第43号平成29年度歌志内市営公共下水道特別会計補正予算（第1号）に

ついて質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第43号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第44号平成29年度歌志内市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第44号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第45号平成29年度歌志内市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第45号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

行政常任委員会審査のため、12月13日を休会にしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、12月13日を休会とすることに決定いたしました。

なお、行政常任委員会は12月13日に委員会を開き、付託案件の審査をお願いいたしま

す。

来る12月14日本会議を開きますので、所定の時間に御参集願います。

## 散 会 宣 告

○議長（川野敏夫君） 以上で、本日の日程は全部終わりました。

本日は、これにて散会いたします。

大変御苦労さまでした。

（午前11時37分 散会）

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、  
ここに署名する。

歌志内市議会議長      川    野    敏    夫

署名議員      山    崎    瑞    紀

署名議員      谷                    秀    紀